

最初に条文を掲載

関連知識を一覧表示

語呂合わせも満載

図解が豊富

関連条文は比較(並べて)学習! 学習経験者だからこそできる効率化を実現!

関連する条文を  
まとめて学習する  
メリットとは?

例えば、関連する  
意匠法60条の3と  
商標法68条の2

エフィシエントテキスト

第6章の2 ジュネーブ改正協定に基づく特例

第1節 医療品出願 (出ていく出願)

第1節 医療品出願 (出ていく出願) 医療品出願は、特許法第30条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

意匠法 (60条の3)

特許法第30条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

意匠法

1. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

2. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

3. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

4. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

5. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

6. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

7. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

8. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

9. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

10. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

11. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

12. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

意匠法 (60条の3)

1. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

商標法 (68条の2)

1. 商標法第10条第1項第2号に規定する出願は、商標法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

商標法

1. 商標法第10条第1項第2号に規定する出願は、商標法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

2. 商標法第10条第1項第2号に規定する出願は、商標法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

3. 商標法第10条第1項第2号に規定する出願は、商標法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

4. 商標法第10条第1項第2号に規定する出願は、商標法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

5. 商標法第10条第1項第2号に規定する出願は、商標法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

6. 商標法第10条第1項第2号に規定する出願は、商標法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

7. 商標法第10条第1項第2号に規定する出願は、商標法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

8. 商標法第10条第1項第2号に規定する出願は、商標法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

9. 商標法第10条第1項第2号に規定する出願は、商標法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

10. 商標法第10条第1項第2号に規定する出願は、商標法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

11. 商標法第10条第1項第2号に規定する出願は、商標法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

12. 商標法第10条第1項第2号に規定する出願は、商標法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

意匠法 (60条の3)

1. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

2. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

3. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

4. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

5. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

6. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

7. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

8. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

9. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

10. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

11. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

12. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

13. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

14. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

15. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

16. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

17. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

18. 意匠法第10条第1項第2号に規定する出願は、意匠法第10条第1項第2号に規定する出願である(特許法第30条第1項第2号)。

忘記でいうと、「国際登録出願の主体等について規定する第40条の3と、これに対応する第60条の2は、個別に学習するよりも、まとめて学習するのが効率的なアイデアです。両規定の共通点と相違点が手に取るように分ります。



- 他にも、比較してまとめられたりもしています
- 延長登録効力維持シリーズ(第123条の2vs第125条の3)
- 特許法改正シリーズ(第126条vs第120条の5vs第134条の2)
- 実用新案法改正シリーズ(第14条の2第1項vs第7項)
- 特許の回復シリーズ(上巻)
- 特許法改正シリーズ(上巻)
- 不正競争防止法の営業秘密vs特許法第7条等が挙げられます。

まとめて学習

相違点

共通点

●ジュネーブ特例(専許法)では、マドプロ特例(商標法)とは異なり、基礎出願文は基礎登録は不要。  
●ジュネーブ特例(専許法)では、国際事務局にも特許庁長官にも出願できるが、マドプロ特例(商標法)では、必ず、特許庁長官に出願しなければならない。

日本国特許庁を通じて国際登録出願(出て行く出願)ができる国及びその主体並びに特許庁の登録出願に関する規定

efficientに学習!

一問一答問題集 R5改正対応

携帯しやすいA5サイズの問題集

読解しやすいA5サイズの問題集

R5改正対応

見開きで図解 A5サイズ

講義による関連テキスト  
まるわかり動画公開中!

